

日事連発第 166 号
平成19年3月30日

国土交通省住宅局建築指導課長
水 流 潤 太 郎 殿

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 三 栖 邦 博

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案等
に対する意見等について

日頃当連合会に対し格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、3月14日付けで募集のありました建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案等に対しまして、以下のとおり意見・要望を取りまとめましたので、よろしくご検討くださるようお願い申し上げます。

今回パブリックコメントに付されました案は、とりわけ、確認審査等に関する指針案等を中心に、建築士事務所にとって業務上多大な影響を受ける、極めて重要な事項であることはもちろんのこと、建築主となる国民の生活や経済活動にもさまざまな大きな影響を与えるものであると受け止めています。これらに対し大きな混乱を与えることのないよう、ご理解ときめ細かなご配慮をいただき、おまとめいただけるよう切にお願い申し上げます。

記

．全体を通しての基本的要望

1．改正法施行時の当初の混乱を避けるための措置

(1) 確認申請をする建築士、建築士事務所に対する早期の、国主導によるきめ細かな講習の実施及び周知等の徹底をお願いしたい。

講習会については現在、(財)建築防災協会等により全国13箇所、受講者定員総計3,700名程度で4月末から計画されていると聞いているが、全国の建築士事務所数等と比較すると、箇所数、定員数とも十分とはいえず、施行に当たって混乱が懸念される。講習会の箇所数、定員数、必要な講師の確保、講習の時期等実施について特段の配慮をお願いしたい。

(2) 改正法施行時における建築工事中の建築物が、法適用によって改正後の構造規定への適合化が大掛かりとなるために実質的な設計変更ができなくなることはないよう、弾力的な取り扱い等についての配慮をお願いしたい。

2. 建築主となる国民や経済界に対する法改正内容の周知の徹底

建築主となる一般国民及び不動産関係業界、建設関連業界等の関係経済界に対し、今回の改正による確認審査・手続きの厳格化、ピアチェック制度の創設、中間検査の導入等の建築行政の厳格化により、これまでとは大きく異なる手続き、時間、費用の負担及び設計変更の困難性等に対する理解と協力についての周知の徹底をお願いしたい。

3. 建築主等からのニーズに応えうよう、設計変更に対する弾力的運用

建築工事途中で建築士事務所に求められることが多い設計変更に対し、建築物の安全性は確保しつつも、建築確認審査等の中でこのようなニーズにも対応できる弾力的な運用への配慮をお願いしたい。

具体的には、変更の内容、程度によっては、ピアチェックへの判定を要しない場合の設定や必要な場合であっても簡単な審査によることができる判定方法、手続き等の導入等の配慮をお願いしたい。

4. 今後進められる建築設計工事監理に関する業務報酬基準の見直しのなかで、今回の法改正による業務量増大の適切な反映

5. 今回の法改正が極めて短期間の準備期間の中で措置されることに鑑み、法施行後一定期間経過後に全国の運用状況、問題点の調査・監視が行われ、その結果必要な場合は、運用の見直し及び改善が行われること

・省令案等に対する具体的箇所についての意見等

「資料2 確認審査等に関する指針(仮称)」に関する事項

3. 確認審査の指針の内容

(1) 確認申請の受理時の審査

設計者等の資格等の確認 (P2)

「住民票又は登記事項証明書(建築主、代理人等の場合)」の提出は「本人確認の確実性を担保する」ための手段であると思われるが、確認方法は過度に厳格化するのではなく、日常的に行われている他法に基づく「本人確認」の方法とのバランスを欠かないような配慮をお願いしたい。また、完了検査申請時における本人確認(P10)に

ついても同様な配慮をお願いしたい。

(2) 構造計算以外の確認審査の方法 (P3)

印小文字文中の「3において同じ」の意味は、「(3) 構造計算の確認審査の方法」における計画変更の審査方法も施行規則同条同項の規定により提出された図書に基づき審査する」と理解してよろしいか。

(4) 確認審査の公正かつ適確な実施のための措置

図書相互又は図書における不整合又は誤りの取扱 (P6~7)

「図書の差し替え又は訂正による申請書の補正」を例外的に認める「軽微なもの」の範囲は、現実的な程度問題として対応することを可能にするために、原案の「誤字、脱字その他これらに類する軽微なものを除く」ではなく、「誤字、脱字及び建築基準関係規定への適合に影響しない不整合及び誤り、その他これらに類する軽微なものを除く」となるような指針として頂きたい。

確認審査中の計画変更 (P7)

文中の「確認審査中」とは、「申請書受理から確認済証（検査済証ではない）交付まで」の意味と思われる。近年の民間プロジェクトでは、経済活動としてのニーズから「確認審査中」にも「計画変更」が発生することが避けられないケースが多々あるので、このような場合、「確認審査後」に行う「計画変更申請手続」が、工程への影響を最小限に押さえながら行えるよう、運用面で特段の配慮をお願いしたい。

4. 構造計算適合性判定の指針

(3) 構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施のための措置

図書相互又は図書における不整合又は誤りの取扱 (P9)

3.(4) と同様に、構造適合性判定において「図書の差し替え又は訂正による申請書の補正」を例外的に認める「軽微なもの」の範囲は、現実的な程度問題として対応することを可能にするために、原案の「誤字、脱字その他これらに類する軽微なものを除く」ではなく、「誤字、脱字及び建築基準関係規定への適合に影響しない不整合及び誤り、その他これらに類する軽微なものを除く」となるような指針として頂きたい。

5. 完了検査の指針

(1) 完了検査申請の受理時の審査

提出図書の照合 (P9)

印小文字文の「完了検査申請書の一部として……」の文意からは、確認申請時に添付した図書とは別に、作成する一覧表とともに図面等の添付図書を全て新たに提出することを求めているようにも読めるが、確認申請時に提出したものに、「軽

微な変更説明書」「工事監理の状況を把握するための書類」等の必要なもの（次項設計者等の資格の確認の中の本人確認の書類も申請時に提出していれば再提出は不要）を追加すればよい指針として頂きたい。

設計者等の資格等の確認（P10）

建築主、代理者、設計者及び工事監理者については、確認申請書に記載されたこれらの者と変更がない場合は本人確認の書類の再提出は不要とできるような指針として頂きたい。

（３）完了検査の公正かつ適確な実施のための措置

検査結果の記録（P12）

建築主に法適合性を確認した項目を伝えて安心感を与え、失墜した建築確認検査制度への信頼回復につなげるために、作成する「検査結果の記録」は、確認検査員の記名及び押印、資格の種別、資格番号を付したうえ検査済証に添付して建築主へ提出する仕組みとして頂きたい。

6．中間検査の指針

確認審査に要した図書どおりに施行されていない不一致が認められたケースで「計画変更の確認申請」は行わずに、確認審査に要した図書に一致させる是正工事を行う場合の手順・基準等も明確にして頂きたい。